

参 考 資 料

(予算執行調査の反映状況)

(令和7年度予算政府案)

令和7年1月
財務省主計局

【 目 次 】

	頁		頁
(1) 【内閣府】 デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））	1	(17) 【厚生労働省】 介護給付費等負担金（居宅療養管理指導等）	18
(2) 【内閣府】 地方消費者行政強化交付金	3	(18) 【内閣府】 【厚生労働省】 医療費適正化計画	19
(3) 【内閣府】 子どものための教育・保育給付	4	(19) 【農林水産省】 鳥獣被害防止総合対策交付金	20
(4) 【デジタル庁】 政府情報システムのコスト構造の実態	5	(20) 【農林水産省】 林業・木材産業成長産業化促進対策等	21
(5) 【総務省】 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業	6	(21) 【経済産業省】 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電設備等の実態調査	22
(6) 【法務省】 法務局地図作成事業	7	(22) 【国土交通省】 道路事業	23
(7) 【法務省】 外国人受入環境整備交付金	8	(23) 【国土交通省】 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業	24
(8) 【外務省】 外務省における交流・招へい関係事業	9	(24) 【国土交通省】 空港施設における機器整備費補助	25
(9) 【外務省】 無償資金協力（うち草の根・人間の安全保障及び日本NGO連携）における施設整備型支援	10	(25) 【国土交通省】 北海道総合開発推進調査費	26
(10) 【財務省】 取締機器整備経費（無人航空機・スマートグラス）	11	(26) 【国土交通省】 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業	27
(11) 【文部科学省】 デジタル教科書普及促進事業	12	(27) 【環境省】 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）	28
(12) 【文部科学省】 研究機器の使用実態等	13	(28) 【防衛省】 防衛装備品調達単価の価格算定の在り方（加工費率等）	29
(13) 【文部科学省】 史跡等買上	14	(29) 【防衛省】 防衛分野の先端的研究事業の成果把握等	30
(14) 【厚生労働省】 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	15	(30) 【防衛省】 近接自衛隊施設の一体的運用の実態及び可能性	31
(15) 【厚生労働省】 重層的支援体制整備事業	16	(31) 【各府省】 サテライトオフィスに係る経費	32
(16) 【厚生労働省】 障害福祉サービス等	17	令和6年度予算執行調査の7年度予算案への反映額一覧	33

（注）計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省と福岡財務支局の共同調査	55,223の内数	140,223の内数	85,000の内数	—

事案の概要

【デジタル実装タイプ】
デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他地域等で既に確立された優良モデル・サービスを活用して迅速な横展開を行う事業や、オープンなデータ連携基盤を活用する他地域のモデルケースとなり得る事業に取り組む地方公共団体を支援するものである。

【地方創生推進タイプ(うち移住・起業・就業型)】
過去10年間で通算5年以上かつ直近1年間で東京23区内に在住又は通勤する対象者が、東京圏外(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域)へ移住し、就業、起業、テレワーク、関係人口のいずれかの要件を満たし、かつ移住先に5年以上居住する場合に、移住先の自治体が移住支援金を支給することを支援(国庫補助率1/2)するものである。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

○デジタル実装タイプについて

1. 課題やニーズの把握

デジタル実装前の**十分な事前検討を必須とする制度設計とすべき**。
交付金活用事業にかかる**KPIの実績等を公表**するとともに、KPI指標が達成されていないにもかかわらず、拡充等のための事業を引き続き採択する場合には、その原因分析を行い、**継続して事業を支援・実施する理由等を公表すべき**。

2. 調達手続の妥当性

十分な競争原理の下で適切な調達が行なわれるよう、複数事業者への情報提供依頼や**複数の見積書取得の義務化**、原則**競争入札を実施**することを要件化、仕様書や落札事業者(調達先)を公表するとともに、仕様書の作成に関与した**事業者名の見える化等を行うべき**。
見積書の取得に際して、具体的な**見積りの内訳をを求めることを義務化すべき**。

反映の内容等

○デジタル実装タイプについて

1. 課題やニーズの把握

申請団体に十分な事前検討を促すため、実施計画書に下記の点について記載がある場合は、国において**審査時に高評価とすることとした**。

- ・**庁内部局横断的な体制や、産官学金労言等のステークホルダーを含めた体制構築の状況**
- ・**地方版総合戦略をはじめとする中期計画等との関係性**
- ・**ニーズ調査や市民の理解を得るための取組の実施**

また、事業実施団体に、KPIの実績等をHP等で公表するよう求めることを検討するとともに、過年度採択事業の拡充等の場合には、**申請時に既存事業のKPIの進捗状況や改善に向けた対応策等を申告させ、継続的支援の妥当性を判断することとした**。

2. 調達手続の妥当性

令和7年度の交付金の募集から、国は申請団体に対して、

- ・**地方自治法等に則った適切な調達手続を行うこと**
- ・**詳細な内訳が記載されている見積書を徴取すること**

を求めることとした。
また、事業完了後に事業実施団体から事業実施報告書の提出を受ける際に、

- ・**調達方式の報告**
- ・**随意契約を行った場合には、理由の説明**

を求めることとした。なお、調達先等の見える化については、引き続き検討する。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

3. 優良事業への支援の重点化等

他の補助金との関係を整理して厳格化するとともに、モデル仕様書の対象事業や重複投資を回避することを目的とした**共通SaaSの導入等の優良事例に支援を重点化すべき。**

カタログ及びモデル仕様書については、**自治体からの意見を踏まえ、導入自治体による評価等を踏まえて掲載システムを選定するなどの改善をすべき。**また、自治体の調達における好事例についても取りまとめて公表し、横展開を促していくべき。

4. 見える化の推進

経費の詳細・実績等やKPIの達成状況等の**PDCAに係る情報の公表を義務化すべき。**また、地方自治体のデジタル実装を後押しする観点から、仕様書や、調達価格・調達先等の**調達情報等も公表すべき。**

○地方創生推進タイプ(うち移住・起業・就業型)について

1. テレワークタイプ^{※1}について

テレワークタイプは、**就業^{※2}・起業^{※3}タイプと比較すると「地域の担い手確保」といった事業創設時の目的には資していないとも考えられるが、制度創設時の趣旨も踏まえた効果的な支援の在り方を検討すべき。**

また、移住者への支援金支給要件である**テレワークの実施状況を自治体が把握するよう早急に対応すべき。**

2. 関係人口タイプ^{※4}について

これまでの設定事例も踏まえつつ、事業創設時の趣旨である「**地域の担い手確保**」等の目的に沿った要件となるようにすべき。

また、国において、各自治体の設定している要件を把握した上で、**事業創設時の趣旨に沿った、効果的な要件の例を周知すべき。**

3. 要件遵守状況の確認について

各自治体が**要件の遵守状況を適切に確認する仕組みとし、自治体による確認を徹底させるべき。**

※1 移住先で就業・起業するのではなく、テレワークにより移住前の業務を継続 ※2 移住先で中小企業等へ就業 ※3 移住先で起業 ※4 移住先の市町村が関係人口として認める者

反映の内容等

3. 優良事業への支援の重点化等

令和7年度の交付金の募集から、国は申請団体に対して、

- **他の補助金が活用できないことの確認をさせる**
- 従来のモデル仕様書の加点措置に加えて、共通化・標準化を推進するための**SaaS導入による取組についても加点措置を行う**

こととするとともに、カタログ及びモデル仕様書については、自治体からの意見を踏まえて、改善の検討を行うこととした。

好事例の取りまとめを公表することについては、交付金のフォローアップ調査事業において、実施を検討することとした。

4. 見える化の推進

国は、経費の詳細・実績等、KPIの達成状況等の**PDCAに係る情報や調達情報について、事業実施団体にHP等で公表するよう求めることを検討することとした。**

○地方創生推進タイプ(うち移住・起業・就業型)について

1. テレワークタイプについて

制度創設時の趣旨に沿い、**令和7年度から、テレワークによって勤務する(原則として、所属企業等に恒常的に通勤しない)ことを交付要件として追加することとした。**

また、各自治体において、**テレワークの実施状況について把握するよう規定した。**

2. 関係人口タイプについて

地域の担い手確保等のため、令和7年度から、農林水産業等の地域に必要な業種への就業等を関係人口タイプの交付要件として追加することとした。

また、国において、事業実施主体に**効果的な要件の例を周知した。**

3. 要件遵守状況の確認について

令和7年度から、各自治体において、移住支援金の受給者の居住及び就業状況の確認を年1回行うよう規定することとした。

※ 本事業は令和6年度当初予算で終了するため、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案において計上している、新しい地方経済・生活環境創生交付金に上記を反映している。

• 令和6年度補正(第1号) : 100,000百万円の内数

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省と東海財務局の共同調査	1,650	1,550	▲100	—

事案の概要

1. 地方消費者行政推進事業 地方消費者行政において、平成29年度までに自治体が「地方消費者行政推進交付金」等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等、スタートアップに必要な事業に対し、引き続き支援するもの。(令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)
2. 地方消費者行政強化事業 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む自治体を支援するもの。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 推進事業(定額補助)

- 交付金活用期限に向けて、自治体が交付金に頼らず取組を推進できるよう、既に自治体において効果を上げている相談体制の広域化等を含めた、**より効果的・効率的な仕組みを推進することを検討すべき。**
- 効果検証の手法の具体例や、他の自治体での見直しの好事例を示すなど、各事業において**効果検証を適切に実施できる仕組みを整備すべき。**
- 自治体における優先度・ニーズが低い事業については、交付金活用期限到来前でも効果検証の結果を踏まえて、**事業の中止・廃止を含めた見直しを行うという要件を、交付金の規定等に盛り込むよう検討すべき。**

2. 強化事業(1/2、1/3、定額補助)

- 強化事業は時々の消費者行政における課題に柔軟に対応できるよう、毎年度、活用状況を踏まえた各事業メニューの見直しを行うことはもちろん、国の消費者行政全体のPDCAサイクルに合わせた検討の機会を設けるなど、**必要な事業に重点的に支援できるような仕組みを検討すべき。**
- 都道府県、又は消費者庁が、**小規模自治体の目標設定状況を把握し、適切な助言を行うべき。**
- 都道府県や消費者庁が、市区町村に対して効果的なフォローや効果検証を実施できるよう、**必要な情報の公表を検討すべき。**

反映の内容等

1. 推進事業(定額補助)

- 消費者庁において、**広域連携の成功事例などをまとめた事例集等を取りまとめるとともに、交付金事業において、広域連携の取組に対して支援を強化していくこととした。**
- **都道府県への説明会を開催し、好事例等の情報を共有するとともに、交付金の事業計画策定について、適切な効果検証の方法など計画策定に当たってのポイントについても周知した。**
- **活用実績が乏しいメニューの廃止を検討するとともに、優先度・ニーズが低いと思われる事業について積極的に廃止を検討するよう、都道府県に対し通知等により周知していくこととした。**

2. 強化事業(1/2、1/3、定額補助)

- 強化事業のメニューについては、消費者庁において、毎年度見直しを行っており、今後、特に第5期消費者基本計画の検討状況等を踏まえ、**政策方針に合致したメニューとなるよう見直しを検討していくこととした。**
- **都道府県への説明会を開催し、好事例等の情報を共有するとともに、交付金の事業計画策定について、適切な効果検証の方法など計画策定に当たってのポイントについても周知した。**
- 都道府県が市区町村に対して効果的なフォローや効果検証を実施できるよう、各市区町村の事業について、特に消費者行政強化に資すると思われるものをまとめた**優良事例を作成し、都道府県に共有していくこととした。**

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省と近畿財務局の共同調査	1,661,736	1,800,177	138,441	▲2,683

事案の概要

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を設け、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を実施している。子どものための教育・保育給付交付金は、地方公共団体の「施設型給付」等の支給に要する費用を交付金として交付するものである。(負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4等)

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 施設型給付等の用途について

施設型給付等の一部が自施設の運営以外に使われていることや、積立資産の保有割合の状況が前回調査から継続していることから、**施設型給付等の用途の在り方を改めて検討するとともに、公定価格の水準についても検証し、適正化すべき。**

2. 公定価格の基準設定等について

- 施設類型別の収支差率に開きがあることを踏まえ、**公定価格の単価設定の水準を検証し、適正化すべき。**
特に、**収支差率が突出して高い地域型保育事業は、適正化の優先度が高いと考えられることから、更なる分析を行い、令和7年度の公定価格見直しへの反映を検討すべき。**
- 恒常的に定員を超過している施設の収支差率が高く、減額調整が趣旨に沿わない運用実態となっている可能性がある。**適正な定員管理を実施するとともに、定員を超過している施設に対しては、実員に応じて機動的に減額調整を行うべき。**
- 施設によっては常に実員が定員を下回っているものの、規模の縮小等が行われず、運営が厳しい施設も存在していると考えられる。**現下の少子化の実情を踏まえつつ、地域における保育提供体制の在り方に関して検討すべき。**

反映の内容等

1. 施設型給付等の用途について

2. 公定価格の基準設定等について

- **利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、①直前の連続する5年間(幼稚園及び認定こども園(1号認定)にあたっては2年間)常に利用定員を超え、かつ、②各年度の年間平均在所率が120%以上であることとしているところ、待機児童対策として実施していた①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とした。**(ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を周知期間とし、令和8年度から実施する。)
(反映額: ▲2,683百万円)
- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和7年4月から保育所等における継続的な経営情報の見える化が施行され、施設型給付・地域型保育給付を受ける全ての施設・事業者を対象に経営情報等の報告が義務付けられるとともに、都道府県知事は当該報告の内容について調査及び分析を行い、その結果を公表することが努力義務となる。
こども家庭庁においては、当該情報を基に、幼児教育・保育に従事する保育士等の処遇改善や配置改善等の検証を継続的に行い、それを踏まえ、公定価格の適正な水準設定を適時に行うこととしている。

(4) 政府情報システムのコスト構造の実態

(単位:百万円)

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
デジタル庁ほか	本省と近畿財務局の共同調査	996,538	1,007,993	11,455	—

事案の概要

政府情報システム経費の実態を調査するとともに、そのうちクラウド移行の取組に着眼して、その経費削減効果や課題を検証した。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 政府全体の情報システム関係経費の実態

- デジタル庁は小規模な各府省庁の情報システムについても、全体像を把握した上で、類似のシステムは共通化を検討するなど、全体で効率的なシステム構築を進めるべき。
- デジタル庁において、大規模システムを重点的に統括・監理し、クラウド化等の取組を通じた中期的な全体の効率化計画を作成してシステムの監理を行うべき。システム経費については、整備経費の増加が大きいため、将来の運用経費の削減見込み等も含めた投資対効果を定量的に把握した上で、限られたリソースの下でも優先順位をつけながらシステムの整備を進めるべき。
- デジタル庁は各府省庁と連携して、政府情報システム関係経費について、一覧性を持った可視化を進めるとともに、**行政事業レビューシートを活用して効果的なレビューを進めるべき。**

2. ガバメントクラウドの移行状況の実態

- 各府省庁PMO(※)は、デジタル庁とも協力して、各府省庁ごとにガバメントクラウドへの移行計画を立て、計画的な移行を進めるべき。
- デジタル庁は、コスト削減が見込まれる成功事例を踏まえ、横展開が可能なシステムについて、統括・監理の中で、ガバメントクラウドへの移行を計画的に進めていくべき。
- **デジタル庁は、政府の多数のシステムについて、移行後の経費削減の達成状況や試算と実態の比較・検証など、フォローアップも行うべき。**
- 各府省庁PMOの中には、ガバメントクラウドに移行した後の効果検証を行う予定が無いとしたケースも見受けられることから、デジタル庁は各府省庁PMOと協働して、効果の検証を行うことを義務付け、コスト削減に向けて継続的に取り組むべき。

※Portfolio Management Office
システム全体の取りまとめを行う組織

反映の内容等

1. 政府全体の情報システム関係経費の実態

- デジタル庁は、政府全体での情報システムの最適化を進めていく観点から、デジタル庁が提供する共通機能の利用可能性について必要な確認を引き続き行っていく。
- デジタル庁は、令和7年度の一元的なプロジェクト監理実施要領において、費用対効果の統一的な算出方法を示すとともに、費用対効果を記載する様式を改良することで、デジタル庁が行う一元的なプロジェクト監理の実効性を引き続き高めていく。
- デジタル庁及び各府省庁は、**令和6年度より、各府省庁の情報システムについて、その経費実績(決算額)の公表を開始した。また、デジタル庁に一括計上された各府省庁の情報システムについても、個別に行政事業レビューシートを作成し、費用対効果の情報を含め、公表を開始した。引き続き、同レビューシートの作成方法の改善を進め、効果的なレビューの実施に取り組んでいく。**

2. ガバメントクラウドの移行状況の実態

- 各府省庁PMOは、デジタル庁による一元的なプロジェクト監理の下、費用対効果を踏まえた適切かつ計画的なガバメントクラウド移行を引き続き検討していく。
- デジタル庁は、各府省庁の情報システムのガバメントクラウド移行に当たり、各府省庁による見積り・調達や事業者によるシステムの提案の際に必要な情報について、リファレンスアーキテクチャ等のGCASガイド(※)として引き続き提供していく。
- デジタル庁は、ガバメントクラウドに移行した各府省庁の情報システムについて、**システムの利用状況に応じたクラウドリソースとなっているか、利用実績に応じた予算要求となっているかなど、予算要求内容の適正化を引き続き進めていく。特に、システムの利用実績を踏まえ、ガバメントクラウドのクラウド利用料の最適化のため、フォローアップを実施していく。**

※Government Cloud Assistant Serviceガイド
ガバメントクラウドを利用する国、地方公共団体及び受託事業者向けのマニュアル

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	本省と北海道財務局の共同調査	299	—	▲299	▲299

事案の概要

- 本事業は、防災、少子高齢化、過疎化、地域活性化、安心・安全なまちづくりなどの地域課題を、デジタル技術やデータを活用することで、より効率的・効果的に解決することを目指す、「スマートシティ」の取組を支援するものである。(補助対象：地方自治体、地方自治体と連携する民間団体等、補助率：1/2)
- スマートシティの個別具体的な取組としては、例えば、デジタル技術やデータの活用による、防災・災害情報のリアルタイムの取得・発信、効果的な健康増進、位置情報を活用した公共交通の効率的な利用や子ども・高齢者の見守りなどが挙げられる。
- 本事業が目指す「スマートシティ」は、一つのサービスを提供する過程で得られたデータを、一つの地域やサービスの中でのみ用いるのではなく、地域間や分野間で官民が相互に連携させることで、より効率的・効果的なサービスの提供を可能とし、地域課題解決に役立てようとする取組である。
- そのため、本事業が主な補助対象としているデータ連携基盤は、地域間・分野間のデータ連携が技術的に容易に行えるよう設計されている「都市OS」の特徴(相互運用性、データ流通性、拡張容易性)を満たすことを要件としている。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 本事業により提供されているサービスの利用状況について

2. 地域間・分野間のデータ連携の状況について

- 本事業によるスマートシティで提供されるサービスには、住民ニーズが低いものや、一定のニーズはあっても「スマートシティ」でなくとも提供可能なものが含まれている。
- データを地域間・分野間で連携させ、より効率的・効果的なサービスを提供するという「スマートシティ」ならではの取組は、総じて不十分である。データ連携を必須要件化していない本事業の問題点に加え、スマートシティありきでは市内や企業等の関係者の理解が進まずデータ連携が進まない結果、サービスが充実しないため住民の利用も進まず、関係者の理解も進んでいない状況にある場合が多いことを踏まえると、本事業を継続しても「スマートシティ」は実現されないと考えられる。
- したがって、本事業は廃止すべきである。データ連携基盤を含むICTインフラの導入を支援する際には、ICTインフラの導入ありきではなく、どのように課題を効率的・効果的に解決するのか、その解決方法はICTインフラを導入さえすれば実現可能なのかについて、十分に検討することが求められる。

反映の内容等

1. 本事業により提供されているサービスの利用状況について

2. 地域間・分野間のデータ連携の状況について

地域課題の解決や地域活性化のため、デジタル技術やデータの活用によって新たな価値を創出するデータ利活用型のスマートシティ推進事業を平成29年度から実施してきたものの、**予算執行調査における指摘等を踏まえ、令和6年度で本事業の予算措置を終了することとした。**(反映額：▲299百万円)

なお、スマートシティの実現を目指す自治体等に対しては、これまでに実施したスマートシティ関連事業の周知・広報等の情報提供や助言等を行う。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
法務省	本省調査	4,640	4,648	7	▲80

事案の概要

「不動産登記法」第14条第1項の規定に基づき登記所に備え付けられる精度の高い地図（以下「登記所備付地図」という。）は、法務局地図作成事業と地籍調査が車の両輪となって、全国的に整備を進めているところ、法務局地図作成事業は、法務局・地方法務局が自ら登記所備付地図を作成する事業であり、市区町村等が実施する地籍調査とは対象地域を役割分担しつつ、実施しているものである。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 地籍調査との連携強化について

法務局地図作成事業と地籍調査について、連携実施する体制が整備されていなかったことを踏まえ、法務局地図作成事業の地区の選定に際して、**市区町村等や地籍調査を所管する国土交通省との連携を強化しながら、法務局地図作成事業の予算及び作業の効率化を図るべき**である。

また、地籍調査の実施に当たり、**局所的に登記官や土地家屋調査士が関与するなどの支援体制を構築するとともに、法務局地図作成事業については、単独で実施することが真に必要である箇所に重点化を図りつつ、法務局地図作成事業と地籍調査の特性等を踏まえ、役割の見直しを図るべき**である。

2. 民間測量成果の活用等

民間事業者等が実施する測量成果が一定の要件を満たす場合に、**地籍調査の成果と同様に扱える国土調査法に基づく制度について、民間事業者等が要件を満たす測量成果を作成していたとしても登記所備付地図の整備に十分に活用されていない実態を踏まえ、法務局・地方法務局と市区町村等が連携して当該制度を活用予定の地域について情報共有に努めるべき**である。

また、**法務局地図作成事業の作業工程にドローン等の最新の測量技術を活用することで、作業の効率化が図られる可能性があることから、最新技術の動向に注視し、経費の削減や作業の効率化・合理化を不断に検討し、効果的な予算の執行に努めるべき**である。

反映の内容等

1. 地籍調査との連携強化について

法務局地図作成事業において登記所備付地図の作成をするに当たっては、**国庫債務負担行為を活用して1地区当たり2か年にわたって行っている。**

令和7年度以降の法務局地図作成事業の地区の選定に際して、市区町村等と情報共有を行った結果、法務省において、**法務局地図作成事業と地籍調査との重複する作業工程等の見直しを行い、①1年目作業における令和7年度予算案及び②2年目作業における令和8年度歳出化分に反映した。**

（反映額：①▲80百万円（令和7年度）、②▲9百万円（令和8年度））

また、登記官や土地家屋調査士による地籍調査への局所的な支援体制の構築や、法務局地図作成事業と地籍調査の特性等を踏まえた役割の見直しについて、**国土交通省と連携を図るほか、市区町村等とも円滑な連携を図るため幅広く情報共有を行い、単独で実施することが真に必要である箇所に重点化を図ることとした。**

2. 民間測量成果の活用等

法務局・地方法務局は、**民間事業者等の測量成果を登記所備付地図の整備に活用できるよう、市区町村等と連絡会議を開催するなどして、情報共有を図ることとした。**

また、**法務局地図作成事業へのドローン等の最新測量技術の活用の検討を行った結果、一部の作業工程において活用することが見込まれたため、作業工数の見直しを行い、2年目作業における令和8年度歳出化分に反映した。**（反映額：▲248百万円（令和8年度））

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
法務省	本省調査	1,100	1,000	▲100	▲100

事案の概要

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 現状の業務量とコスト

- 運営費の大半を占める人件費を中心に見直しを進め、真に必要な経費に限定できるよう、交付要件や交付対象の再検討を進めるべきである。

2. 都道府県と市区町村の役割分担について

- 都道府県と市区町村の間で業務の重複が多く、相対的にオンライン対応しやすい「1つの一元的相談窓口で完結する業務」や「別の機関へ案内する業務」については、都道府県の一元的相談窓口を集約化を進めるなど、効率的かつ効果的なサービスに向けた検討を進めるべきである。
- その上で、市区町村の役割を「同機関内の別の担当窓口へ案内」へと特化し、交付対象を多言語対応経費に限定していくなど、市区町村における物理的な一元的相談窓口の設置を前提としない制度設計を検討していくべきである。
- 多言語対応経費については、既存の「通訳支援事業」との一本化を図るなど、より効率的で充実した多言語支援を実現できるよう検討すべきである。
- 必ずしも「一元的相談窓口の設置」という形態にとらわれず、外国人がより円滑に地方公共団体のサービスを受容し、より効率的・効果的に複合的課題を解決できるよう、制度の見直しを進めるべきである。

3. 共同方式の活用

- (都道府県と同様の) 複合的な課題を解決する機能が必須となる市区町村では、共同方式によって複数の地方公共団体が抱える課題を解決することを前提としつつ、共同方式に参加している市区町村の「同機関内の別の窓口へ案内」する業務には多言語支援を行うなど、共同方式の有効な活用方法について検討すべきである。

反映の内容等

1. 現状の業務量とコスト

効率的な予算執行のため、相談業務以外の業務に従事している時間分は人件費を計上しないことについて、令和7年度の予算成立に合わせて交付要綱に明確化することとした。

その上で、一日当たりの相談件数を基として人件費限度額を設定し、それを超える申請分については交付しないことなどにより、経費を削減した。(反映額: ▲81百万円)

2. 都道府県と市区町村の役割分担について

都道府県と市区町村の役割分担を明確化し、外国人住民数が一定規模未満の市区町村については、相談の一部を都道府県の一元的相談窓口を集約化することなどにより、相談対応業務を効率化し、併せて質の向上を図ることを検討することとした。

外国人住民数が一定規模未満の市区町村については、通訳支援事業と一本化することにより、多言語対応経費を交付対象外とすることとした。(反映額: ▲19百万円)

また、在留外国人等が自宅のPCや携帯等で相談が可能となるよう、ICT化(オンライン相談、SNS等)の推進を検討することとした。

3. 共同方式の活用

共同方式の活用を推進するため、対象経費について共同方式・単独方式ごとに異なる交付率の設定を検討することとした。また、取りまとめを行う地方公共団体の事務手続が負担となっているため、共同方式の手続の簡略化を引き続き検討していく。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	本省調査	2,756	1,998	▲758	▲3

事案の概要

外務省では、我が国の社会・経済・文化・対外政策等に関する理解を高め、ひいては我が国外交政策の円滑化や中長期的な親日派・知日派の育成・確保を図ることを目的として、諸外国・地域の政治決定や世論形成に影響力のある又は影響を与えうる者を我が国に招へいするなど、各種の交流・招へい事業を行っている。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 目標設定について

定量的目標を設定していない事業や効果検証に係る定量的目標として改善が必要な内容を設定している事業については、政策の見直しや改善に資するような定量的目標を早急に設定すべきである。

2. フォローアップについて

事業終了後も事業参加者との関係を継続する、フォローアップを長期にわたり実施するなど、事業の効果を長期にわたり発現させることに資するフォローアップの実施を各事業で検討すべきである。

3. コロナ禍を踏まえた事業内容の改善について

従来オンライン実施を行っていない事業も含め、コロナ禍後に対面実施としている事業について、既にオンライン化している事業の事例も参照し、より効率的・効果的な事業とする余地がないか検討すべきである。

反映の内容等

1. 目標設定について

指摘した事業のうち一部の事業については、効果検証に係る適切な定量的目標が設定された。一方で、目標を依然検討中の事業や、アウトプットのな内容を目標とするなど目標設定が不適切な事業も多く、今後の予算編成などを見据えながら、引き続き、目標設定の改善を強く促していく。

2. フォローアップについて

指摘した事業のうち多くの事業において、本調査結果等の指摘を踏まえ、フォローアップの改善が行われたり、改善が検討されたりしているところである。今後も、事業の効果を長期にわたり発現させることに資するフォローアップが確実に行われることを促していく。

3. コロナ禍を踏まえた事業内容の改善について

指摘した事業のうち2事業について一部オンラインの活用を進めたところである。今後も、事業をより効率的・効果的に実施する観点から、オンラインの積極的な活用の検討を促していく。(反映額：▲3百万円)

(注) なお、「令和7年度予算の編成等に関する建議」(令和6年11月29日財政制度等審議会)において、本調査結果が取り上げられ、調査対象事業について、「事業をより効率的・効果的に実施するためには、政策目標が類似する事業を整理・統合させつつ、事業の効果を可能な限り定量的かつ適切に設定・検証しながら、事業参加者との関係を長期的に継続していくことが求められる」と指摘された。本調査結果や本建議の指摘を踏まえ、上記とは別途、一部の事業の整理・統合を行ったところであり、引き続き、これらの指摘の実現に取り組んでいく。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	本省調査	156,200の内数	151,440の内数	▲4,760の内数	—

事案の概要

政府開発援助（ODA）の一つである無償資金協力は、開発途上地域の経済や社会の開発を主たる目的として、相手国政府等からの要請に基づき、日本政府が相手国政府等に対して開発のために必要とされる生産物及び役務を購入するための資金を無償で供与するものである。このうち、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」（以下「草の根」という。）では在外公館において現地のニーズをくみ取った上で、開発途上地域で活動する非政府組織（NGO）等に対して資金を供与する形で、「NGO連携無償資金協力」（以下「N連」という。）は日本のNGOに対して資金を供与する形でそれぞれ実施されている。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 案件概要及び利用状況

どの地域でも学校教育施設が最も多くなっており、これは国別開発協力方針に従ったものなのか、若しくは現地の要望があるからなのか、背景について検証の余地がある。また、**草の根、N連以外の無償資金協力でも教育分野で多数供与しており、こういった他の支援とのバランスを考慮する必要がある。**そのためにも、**無償資金協力全体の計画及び執行を明確に管理する必要がある**のではないかと。

利用状況について、施設の利用状況が極めて低調な場合は予算の活用が効率的でないと見える。災害等によってやむを得ない事情がある場合を除き、**需要の見込みがそもそも少ないものや、治安悪化を予期できたものなどは、案件の要請があった場合でも事前のスクリーニングを厳しくすべき**である。

2. 予算の執行状況

予算の執行について、単年度予算事業であることを踏まえると、速やかな執行が望ましい。他方、**5年程度経過しても執行が完了していない案件が散見されたため、精算等を含め、案件の進捗を一覧できる形での執行管理や案件の完了を徹底すべき**である。また、地域によっては執行に時間を要するといった実情を踏まえれば、そのような地域については**毎年度の予算措置を行うのではなく、執行の目的が立った時点で予算を措置することが適切**であり、**管理可能な案件形成の件数や時期を見直し、それに見合った予算額へ見直すべき**ではないかと。

反映の内容等

1. 案件概要及び利用状況

無償資金協力では、実施形態や事業規模が異なる調達方式を駆使して、ニーズや事業環境等に最も適合する方式を採用しているが、より一層方式別の優位性が発揮される形の案件形成に努めるため、令和6年度より、**無償資金協力の個別案件を一元化して管理できるシステムの整備を開始した。**

予算をより効率的に活用するため、外務省において、在外公館やNGO団体における案件形成の段階で、**より慎重に情勢分析や事業効果を確認することでスクリーニングを厳しくし、滞りなく実施され投入に見合った効果が上がるといった事業の妥当性を確保していくこととした。**

2. 予算の執行状況

供与資金の速やかな執行を促すため、在外公館において**所管国の既往草の根案件の事業進捗等を確認し、外務省が一覧できる形で報告するような執行管理体制を構築するとともに、未完了案件を抱える等、実施監理に早急な改善が必要な在外公館に対しては、外務省から、新規の案件形成の抑制や既往案件のモニタリング業務への注力を指示することとした。**

外務省において、在外公館やNGO団体に対し**案件形成の段階で、各案件ごとに、事業環境に変更が生じないか、迅速に事業実施に移れるかなど、より慎重に確認するよう注意喚起を行うこととした。**

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	本省調査	12,233の内数	12,328の内数	95の内数	▲11

事案の概要

税関では、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」及び「貿易円滑化の推進」という3つの使命を果たし、貿易の健全な発展と安全な社会の実現に努めている。しかしながら、税関を取り巻く環境は、越境電子商取引（EC）の拡大による輸入許可件数の急増及び経済連携協定等の更なる進展等による国際的な商流・物流の変化、経済安全保障上の脅威への対処等、大きく変化している。その中で、密輸手口の巧妙化に対し、先端技術を活用した税関業務の効率化に資する施策の一つとして、無人航空機及びスマートグラスを導入している。無人航空機及びスマートグラスについては、導入後一定の期間が経過していることから効果等の検証を行った。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 無人航空機の活用について
2. スマートグラスの活用について

- 無人航空機については、天候により使用が制限されるため、当初想定していた港湾地区や島しょ部での使用に適しているとは言い難い。港湾管理者への包括申請の必要性が各税関で横展開できていない。事務的な問題は配備前に解決すべき。

使用実績に乏しく、導入効果の検証も行えない現下の状況では、**新たな配備については認められない。**

- スマートグラスについては、検査の効率化が確認できたことから、有用性が認められる。

一方で、ハンズフリーの検査によるメリットよりも使い勝手を現場職員は求めており、今後の機器の導入に当たっては、現在と同等のパフォーマンスを前提に、**スマートフォンへの機器の切替えを含めた効果的な機器の導入に努めるべき。**

- 先端技術の導入に当たっては、既存機器を活用しての対応の可否、当該技術の活用事例を基にした使用方策の検討を徹底した上で、スポット導入による効果の検証を行うべき。

反映の内容等

1. 無人航空機の活用について
2. スマートグラスの活用について

- 無人航空機については、

飛行に係る申請に関して、**各港湾管理者の状況を取りまとめ、包括申請の必要性を各税関に周知しており、令和7年前半を目途に各税関において各地域の関係機関と必要な調整を行うこととしている。**

その上で、今後、**既存機器による使用実績を蓄積し、導入効果の検証を行うこととしている。**

また、執行状況等を踏まえ、**運用経費を見直し予算額を減額した。**
(反映額：▲7百万円)

- スマートグラスについては、

検査の効率化において有用性が認められたところ、**引き続き、好事例の共有に努めるなど効果的な活用を努める。**

スマートグラスの活用状況等を踏まえ、**サーバ容量等の見直しを行い、予算額に反映した。**
(反映額：▲4百万円)

今後の機器の導入に当たっては、**スマートグラスからスマートフォンへの機器の切替えを検討している。**

- 今後の先端技術の導入に当たっては、**既存機器を活用しての対応の可否の検討、本格導入前に実証実験を行うなど、検証を踏まえた上で、行うこととしている。**

(11) デジタル教科書普及促進事業

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	本省調査	1,565	1,545	▲20	—

事案の概要

デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の改正により使用が可能とされている。文部科学省は、令和3年度から、小・中学校等を対象にデジタル教科書の提供・普及促進を図る実証事業を実施しており、一部の教科書において紙の教科書との併用が行われている。

令和6年度予算においては、「デジタル教科書購入費」（約16億円）として、以下の予算を計上している。

- 英語：全て（100%）の小・中学校等に提供（小学校5年生から中学校3年生を対象）
- 算数・数学：一部（55%）の小・中学校等に提供（同上）

他方で、文部科学省の実証事業（令和6年3月の成果報告書）によると、デジタル教科書を「毎授業で使用」と回答した教員の割合は、英語：18%、算数：13%、数学：8%となっており、十分に活用されているとは言い難い。

1人1台端末の普及等によりデジタル教科書の活用は進んでいくと見込まれる。他方で、児童生徒数が減少する中においても、単価増等により、紙とデジタルを合わせた教科書購入費は増加傾向であり、財政負担の観点からも教科書の在り方を検討する必要があることから、デジタル教科書の活用状況等について調査を実施した。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. デジタル教科書の活用状況等

紙とデジタルの教科書が「併用」とされている結果、使い慣れている紙の教科書が使用され、デジタル教科書の活用が進んでいないことが推測される。デジタル教科書のメリットを多くの教員が共有し活用を促すような取組（教育委員会や学校による研修等の組織的な取組）を進めつつ、例えば、デジタル教科書を導入した教科書については、デジタル教科書の使用を原則とし、紙の教科書の在り方を見直すなど、紙からデジタルへのシフトを検討すべきである。

2. デジタルコンテンツの扱い

教科書において二次元コード（QRコード）が大幅に増加しており、その先のデジタルコンテンツの作成コストを教科書の単価に反映することについての要望があるが、当該コストは、教科書の単価に反映すべきものではない。むしろ、紙とデジタルの併用となっている現状においては、二次元コードの増加に伴う教科書の頁数の抑制等を通じて、紙とデジタルを合わせた教科書購入費の抑制を図るべきである。

反映の内容等

1. デジタル教科書の活用状況等

デジタル教科書の効果的な活用方法に関する情報不足が、活用率が低い一因であったため、組織的な研修などを通じて、デジタル教科書の活用意義や効果的な活用方法に対する理解を促進することについて文部科学省から周知した。また、デジタル教科書を導入している小・中学校等に対し、デジタル教科書を積極的に活用するよう、令和6年9月の事務連絡で周知した。

さらに、令和6年7月、中央教育審議会にデジタル教科書推進WGを設置し、引き続きデジタル教科書の在り方について紙の教科書との関係や制度的位置付けも含め検討を行うこととした。

2. デジタルコンテンツの扱い

二次元コード先のデジタルコンテンツは、教科書外の付随的教材であることから、その作成コストは従前より教科書の定価改定に反映しておらず、今後も教科書外の付随的教材については定価改定の考慮事項としないこととした。紙とデジタルを合わせた教科書購入費の抑制については、教科書が民間の著作物であることから、そのコスト削減は各教科書発行者による取組が必要となるものの、次期学習指導要領改訂やデジタル教科書推進WGの議論を踏まえた教科書編集時に、文部科学省が各教科書発行者と発行コスト削減に向けて可能な取組について調整を進めることとした。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	本省調査	— (参考) 令和4年度(調査対象実績額) : 3,997	—	—	—

事案の概要

科学研究費補助金や運営費交付金など、研究機器の購入に充てることができる国費メニューは複数あるが、国費(一部国費含む)を財源として、国立大学法人及び国立研究開発法人において平成30年度～令和4年度に160万円以上で購入された研究機器のうち、相当程度の市場規模がある研究機器(電子顕微鏡など)の使用実態等について調査を実施した。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 国からの補助金等で購入された研究機器の使用実態について

国費(一部国費含む)を財源として購入されたにもかかわらず、使用頻度が低い研究機器が少なくない。共用機器が身近にあれば機器を買う必要が無かった事例も見られる。

研究者又は研究室単位で個人の研究のために研究機器を購入する場合には、まず組織内外で利用可能な共用機器がないことを確認するよう徹底させるとともに、国からの補助金等で研究機器を購入する場合には、事業によっては共用化を採択の加点要素とするなど、共用化を一層促進すべきである。

2. 共用されている研究機器について

利用料金の徴収は、共用機器の整備・運用を継続的に行っていく上で重要な役割を果たすことから、比較的安価な研究機器にも利用者のカテゴリーを考慮しつつ、利用料を設定していくべきである。

また、維持費のみならず、購入費(減価償却費)の回収分を利用料金に含めることも考えられることから、大学等において利用料金制度の整備を進めるべきである。

反映の内容等

1. 国からの補助金等で購入された研究機器の使用実態について

研究機器の共用化の促進に向けた取組として、令和6年10月、研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン(令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会決定)の再周知も含め、文部科学省から国立大学法人等(計160機関)に対して会議での説明により周知を実施した。

効率的・効果的に共用化を促進するため、利用可能な共用機器等の確認の徹底に向け、共用機器等に関する情報の一元化等について、科学技術・学術審議会研究開発基盤部会で議論を続けている。

現場の意識変容を含む研究機器の共用化促進に加え、国立大学法人等において組織の枠を超えた共同利用を前提として戦略的・計画的な研究機器整備が進められるよう、最先端の中規模研究設備について、令和7年1月以降に策定を予定している国による整備方針のもと、整備を進めることとしている。

2. 共用されている研究機器について

利用者カテゴリーを考慮した適切な利用料金の設定や水準の見直しについては、国立大学法人等において自発的に利用料金制度の整備が進められるよう、国立大学法人等における共用システムの構築・運用に係る好事例の横展開等に向けて、科学技術・学術審議会研究開発基盤部会で議論を続けている。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	本省と九州財務局の共同調査	10,002	10,002	—	—

事案の概要

本事業は、文化財保護法に基づき指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の適切な保存のため、地方公共団体が行う史跡等の公有化事業に対し、土地の買上げに要する経費の一部について補助を行うものである。

本事業は、①買上げは法律に基づき所有者に課される義務への補償として行われるため、本来は国が直接行うべきものであること、②こうした買上げは地方公共団体の財政事情の状況にかかわらず行われる必要があること、③買上げ後の土地の管理・整備に多額の経費を要することなどから、80%という高い補助率となっている。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 史跡等の活用について

(1) 史跡等の活用状況について

文化庁は、公有化後の活用方策の策定を補助要件として義務化し、補助金の交付決定にあたり、活用方策が十分に検討されていない史跡等については、緊急保全として取得する場合を除き、補助対象から除外するよう、制度内容を見直すべき。

(2) 史跡等の活用方策について

文化庁は、公有化後に史跡等を活用していない地方公共団体に対し、他の文化財との連携した活用や、VR等を用いた活用等、史跡等の有効活用事例の横展開を実施するなど、より史跡等が活用されるよう、指導・助言を行うべき。

2. 史跡等の管理について

(1) 史跡等の管理状況について

文化庁は、公有化後の管理方針の策定を補助要件として義務化し、補助金の交付決定にあたり、**管理方針が定まっていない史跡等については、補助対象から除外するよう、制度内容を見直すべき。**

また、文化庁は、補助事業終了後、一定期間管理状況のフォローアップを行い、管理方針に従った管理ができていない地方公共団体については、改善を指導し、それでもなお、**改善が見られないと判断される場合は、補助金の交付決定を取り消すなど、制度内容を見直すべき。**

(2) 史跡等の保全に関する注意喚起について

地方公共団体は、史跡等の適切な保全を図るため、来訪者への注意喚起を徹底すべきであり、文化庁は、地方公共団体の実施状況を定期的にフォローアップすべき。

反映の内容等

1. 史跡等の活用について

2. 史跡等の管理について

令和7年度以降、事業の実施方法について以下の改善の措置を講じることとした。

- 本事業により公有化した土地については、公有化を実施した地方公共団体が保存の措置を講じるとともに、**「自ら定めた計画」に基づき適切に管理・活用することを義務として明文化する。**
- 本事業へ申請しようとする地方公共団体は、補助金交付申請書の提出前に、上記の「自ら定めた計画」として、所定の様式により、公有化を実施する土地に関する管理・活用計画（以下「管理・活用計画」という。）を作成し、文化庁の確認を受けることとする。なお、文化庁の確認を受けた管理・活用計画に記載された公有化及び管理・活用のスケジュールについては、補助金の交付決定後速やかに、補助事業者である地方公共団体のHPで公開する。
- 管理・活用計画に記載した各事項の実施状況について、文化庁は、公有化が完了した年度の翌年度から3年間、フォローアップ調査を実施し、地方公共団体が正当な理由ややむを得ない事情なく**管理・活用計画に記載した事業を実施できていないことを確認した場合は、補助金の交付決定取消の措置を講じることとする。**
- 文化庁は上記フォローアップの際、史跡等保全のための来訪者への注意喚起の実施状況についても確認し、必要な指導を行う。
- 文化庁は、史跡等活用の優良事例について、地方公共団体の担当者を対象とした会議等で紹介するなど、史跡等の活用を促す普及啓発の取組を実施する。

(14) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省調査	923	923	—	—

事案の概要

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業は、幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより、自立に困難を伴う児童等について、地域支援の充実により自立促進を図るため、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市において実施するものである。
 (実施主体：都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市、補助率：1/2、根拠条文：児童福祉法第19条の22、第53条)
 本事業は児童福祉法第19条の22第1項に規定されている必須事業と同法第19条の22第2項及び第3項に規定されている努力義務事業等からなる。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の実施率について
2. 未実施の要因について
3. 既存手引き書等の活用について

必須事業の実施率はほぼ100%であるが、努力義務事業について、一部の改善は見られるものの依然として低い水準であることから実施率の更なる改善を図るべき。

小児慢性特定疾病はそれぞれ疾病の程度が異なることから個々のニーズを把握することが重要である。
 厚生労働省は各自治体の実態把握事業を効果的に実施できるよう実態把握調査の手引き書等を再度周知するとともに、各自治体が理解した上で、きめ細やかなニーズ把握を可能とする仕組みを構築すべき。

事業の立ち上げ支援を引き続き実施するとともに立ち上げ支援によって得られた知見等から各事業の実施内容をまとめた事例集等を作成し、周知すべき。

反映の内容等

1. 事業の実施率について
2. 未実施の要因について
3. 既存手引き書等の活用について

努力義務事業の実施率については、児童福祉法の改正や立ち上げ支援事業の実施等により改善が図られており、更なる改善に向けて、引き続き自治体への支援を行う。

厚生労働省において、各自治体の実態把握事業を効果的に実施できるよう実態把握調査の手引き書等を再度周知するとともに、更なる支援の方策を検討することとした。

厚生労働省において、引き続き立ち上げ支援事業を実施する。また、各自治体の実施内容の調査を行い、事例集を作成し周知することとした。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省と北海道財務局の共同調査	54,281	71,842	17,560	▲995

事案の概要

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援及び地域づくりを行う既存事業の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援といった新たな機能を追加し、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を実施する事業。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 各事業の実施状況について
2. 定量的な目標設定等について
3. 補助基準額の設定について

- 自治体が効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、**厚生労働省は、実態把握と効果検証を行った上で、業務フローを確立する観点から、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを自治体へ明確に示すべき。**
- **補助体系について、**現行の人口規模のみに応じた補助から、**支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助へ改めるべき。**
- 今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの**自治体は予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証**することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき。

反映の内容等

1. 各事業の実施状況について
2. 定量的な目標設定等について
3. 補助基準額の設定について

<補助体系の見直しについて>

厚生労働省において、多機関協働事業等の補助基準額の算定基礎となる支援員数について、**人口規模毎の配置状況及び支援実績を踏まえたものとする**などとし、**効率的な執行となるよう基本基準額の見直しを行った。**(反映額: ▲995百万円)

(例) 人口10万人以上～20万人未満の市町村の場合

	現行基準額	新基準額
配置人員数	7.5人	6.0人
基準額	42,000千円	30,000千円

<支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方の提示、事業実施の必要性の判断に係る助言・指導について>

厚生労働省において、多機関協働事業等を含め、**重層的支援体制整備事業の質の向上及び持続可能な制度としていくための方策等について、「地域共生社会の在り方検討会議」で議論を行っており、令和7年夏を目途に取りまとめを行う予定である。今後、同検討会議の取りまとめを踏まえ、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方、調査研究事業等により事業実施の必要性の判断方法等を検討し、自治体に対してこれらに係る助言・指導・提示等を行うこととした。**

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省と関東財務局の共同調査	1,565,141の内数	1,653,143の内数	88,002の内数	—

事案の概要

就労系障害福祉サービスには、一般就労が困難な者に対し就労・生産活動の機会を提供しつつ必要な訓練等の支援を行う「就労継続支援」があり、雇用契約に基づき支援を行う「就労継続支援A型」と雇用契約に基づかない「就労継続支援B型」に分類される。就労継続支援A型の基本報酬については生産活動収支を、就労継続支援B型（利用者の就労や生産活動等をもって一律に評価する体系（以下「参加型」という。）を除く。）の基本報酬については工賃をそれぞれ勘案する報酬体系となっている。就労継続支援A型事業所は増加しているが、その背景として、雇用契約を結ぶ就労系サービスであり、雇用関係の助成金等の対象となっていることから、助成金等を目当てにした事業所開設が行われているとの指摘もある。上記を踏まえ、以下の観点から調査を行った。

- ① 就労継続支援について、その制度趣旨や提供しているサービスの内容・時間の観点から、適切な報酬体系となっているか
- ② 特に就労継続支援A型について、厚生労働省による経営実態調査において勘案されていない可能性がある助成金等を加味した場合の収支差はどうか
- ③ 自治体の事業所への実地指導の状況や支給決定の実態

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 就労継続支援A型事業所における一般就労への移行割合等及び収支差率について

一般就労への移行をより一層加味したメリハリのある報酬体系となるよう、次期報酬改定に向けて検討すべきである。また、事業活動収入に含まれていない助成金等の存在により、**経営実態調査における就労継続支援A型の収支差率が実態より低く算出されている可能性があるため、その取扱いを記載要領において明示的に示すなど、同調査において助成金等が適切に勘案されるようにすべきである。**

2. 就労継続支援B型における収支状況等について

令和6年度報酬改定において、参加型について導入された短時間利用減算の効果も検証しつつ、**利用者の平均利用時間をよりきめ細やかに勘案する報酬体系への見直しを次期報酬改定に向けて検討すべきである。**

その際、特に参加型の収支差率が高くなっていることに留意すべきである。

3. 自治体の実地指導の実態等について

実地指導の実態を踏まえ、サービスの質を確保する観点から、**都道府県等がより効率的かつ実効的に運営指導を行うことができるよう、厚生労働省は実地指導のあり方について見直すべきである。**

障害福祉サービスの地域差の是正の観点からも、支給決定基準を設けるなど、その基準を明文化すべきである。

反映の内容等

1. 就労継続支援A型事業所における一般就労への移行割合等及び収支差率について

次期報酬改定において、一般就労への移行をより一層加味したメリハリのある報酬体系とするための見直しを検討することとした。また、**令和7年実施予定の経営概況調査から事業活動収入に含まれていない助成金等の取扱いを記載要領において明示的に示し、助成金等の適切な勘案がなされるようにする。**

2. 就労継続支援B型における収支状況等について

次期報酬改定において、**参加型の報酬体系も含め、利用者の平均利用時間をよりきめ細やかに勘案する報酬体系へ見直すことを検討することとした。**その際、特に参加型の収支差率に留意し、その結果を適切に報酬に反映させる。

3. 自治体の実地指導の実態等について

都道府県等がより効率的かつ実効的に運営指導を行うことができるよう、**厚生労働省はより重点的な運営指導の在り方を含め、運営指導の体制や実施方法などの見直しを検討することとした。**

また、**支給決定基準については、厚生労働省において自治体の策定を促すための具体的方策を検討することとした。**

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省と東海財務局の共同調査	3,398,981の内数	3,406,345の内数	7,364の内数	—

事案の概要

居宅療養管理指導は、ケアマネジャーが作成するケアプランへの位置付けが必ずしも必要とされないため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等（以下「サ高住等」という。）の入居者に対して画一的にサービスを受けさせている実態がないか確認するとともに、居宅療養管理指導の利用までのケアマネジャーの関わり方等を調査する。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 居宅療養管理指導の利用状況
2. ケアマネジャー・自治体の関与について

- サ高住等における居宅療養管理指導について、サービス利用の要件である「通院が困難な利用者」を満たしていない場合であっても、画一的にサービスを利用させるなど、適切なサービス提供が行われておらず、不適切な介護給付費が発生している。
- そのため、厚生労働省においては、サ高住等における居宅療養管理指導の不適切な執行の抑制及び利用者にとって最適な介護サービスの提供となるよう、居宅療養管理指導のサービス利用時にはケアマネジャーによる給付管理が確実にされるようにするなど、早急に介護保険制度の適切な運用や制度の在り方について検討すべき。
- また、厚生労働省においては、自治体がより効果的な運営指導を行えるよう、サービスに係る明確な基準等を示すなど、実効的な対策を講じるべき。

反映の内容等

1. 居宅療養管理指導の利用状況
2. ケアマネジャー・自治体の関与について

- サ高住等における居宅療養管理指導の在り方を含む介護報酬については、令和9年度介護報酬改定に向けて、予算執行調査の結果も踏まえ必要な現状把握を実施するとともに、介護給付費分科会において、必要な議論を実施することとしている。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府 厚生労働省	本省と近畿財務局の共同調査	12,011,794	12,142,407	130,613	—

事案の概要

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化を推進するための計画（以下「計画」という。）を定めているところ、令和6年度から新たに第4期計画が開始されていることから、第3期計画の状況及び都道府県における第4期計画の取組方針等を明らかにする。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 第4期計画の策定過程について
2. 医療費適正化の状況及び今後の見込み等について
3. 計画の管理体制等について

- 最終的なアウトカムである**医療費自体についても継続して評価・管理を行うことが重要である**。その際、**診療報酬改定等の制度影響を随時に反映することを基本とする**とともに、**高度化等の伸びについても毎年度把握し、医療費総額とともに評価・管理すべき**。

医療費の見込みに当たっては、**国が示す推計と異なる伸び率の採用や、都道府県独自の医療費適正化施策の実施が重要である**。国としては、**保険者努力支援交付金の配分を優遇するなど、都道府県の独自の取組へのインセンティブを高めることを検討すべき**。

1人当たり医療費の全国平均との地域差半減や国民負担の抑制の観点から、**計画期間中であっても、医療費適正化に資する取組の検討を進め、都道府県に示し、更なる医療費適正化に取り組めるようにすべき**。また、**取組事例の横展開を図りつつ、全ての都道府県で具体的な取組内容の議論が行われるように働きかけるべき**。

- **中立性が確保された評価体制となるよう促す**とともに、**透明性を確保するため議事録又は議事概要については公表を促すべき**。

反映の内容等

1. 第4期計画の策定過程について
2. 医療費適正化の状況及び今後の見込み等について
3. 計画の管理体制等について

- 第4期計画の評価・管理にあたって、国は**概算医療費等を用いた医療費総額、診療報酬改定等の制度影響を反映した要因分解及び1人当たり医療費の地域差のデータを新たに作成し、都道府県に必要な情報を提供するとともに、各都道府県における医療費の実績等の評価・管理の指標を今後検討することとした**。

都道府県の独自の取組へのインセンティブを高めるため**保険者努力支援交付金において令和7年度都道府県取組評価分に「こどもの医療の適正化の取組」を新設した**。

国は医療費適正化に資する新たな取組に関する調査分析を実施し、得られた知見については、今後都道府県に速やかに示すほか、**都道府県が策定した第4期医療費適正化計画について好事例を収集し、今後横展開を図ることとした**。

- 第4期計画の進捗状況の評価にあたって、国は**保険者協議会を活用し中立性が確保された評価体制となるよう促し、透明性を確保するため都道府県の事情に応じて議事録又は議事概要を公表するよう周知した**。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	本省と東北財務局の共同調査	9,900の内数	9,900の内数	▲0の内数	—

事案の概要	本交付金は、鳥獣被害防止のため、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や、侵入防止柵の整備等を支援するものである。
--------------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

2. 効果的な有害鳥獣の捕獲

- 効果的な捕獲のためには、捕獲に関する計画の策定、捕獲実績の詳細な把握により、各市町村のPDCAサイクルを推進することが重要であり、当該PDCAサイクルの取組がなく、単に捕獲を実施している市町村への交付は見直すべき。

3. 効果的な侵入防止柵の整備

- 適切な設置・維持管理を促すため、国が正しい設置・維持管理方法を示し、各市町村において確実に周知し、各農業者の主体的な実施を推進すべき。その上で、**正しい設置・維持管理が実施できていない市町村には柵の整備費用の交付を行わない等の見直しをすべき。**
- 侵入防止柵の整備の際には、地域計画（※）と整合性を図る仕組みとし、地域の営農の将来像に沿った適正な整備規模とすべき。また、将来の営農継続が見込まれず、適切な柵の維持管理の見通しが立たない農地については、将来的に粗放的管理を行っていくことを検討すべき。
（※）地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもので、令和7年3月までに全市町村で策定することとされている。

4. 生息環境管理の実施

- 国が生息環境管理の正しい方法・頻度等を示し、市町村の指導等により、各農業者による主体的な実施を推進すべき。その上で、生息環境管理なくして捕獲や侵入防止柵の効果は上がりにくいことを踏まえ、**適切な生息環境管理が実施できていない市町村には交付金を交付しない等の見直しをすべき。**

反映の内容等

2. 効果的な有害鳥獣の捕獲

- 国が、**捕獲におけるPDCAの実施について取り組むべき内容を提示し、その実施に向け必要な支援・指導等を行った上で、適切な取組を行う市町村に対して、捕獲経費を交付するよう見直しを行うこととした。**

3. 効果的な侵入防止柵の整備

- 国が、**柵の正しい設置・維持管理方法を提示し、その実施に向け必要な支援・指導等を行った上で、適切な取組を行う市町村に対して、柵の整備費用を交付するよう見直しを行うこととした。**
- 柵の整備計画に、地域計画に位置付けられた農地が含まれる市町村に対して交付金を重点的に配分するよう配分基準を見直すとともに、将来の営農継続が見込まれない農地について、将来的に粗放的管理を行っていくことを検討するよう指導するとともに、関連対策の周知を行うこととした。

4. 生息環境管理の実施

- 国が、**正しい生息環境管理の方法等を提示し、その実施に向け必要な支援・指導等を行った上で、適切な取組を行う市町村に対して、生息環境管理等の地域ぐるみの取組の実施に係る費用を交付するよう見直しを行うこととした。**

※上記取組の遵守状況については、国が作成するチェックシートにより令和7年度の取組から確認（確認は令和8年度に実施。）することとし、交付金の配分については、令和9年度予算から反映予定である。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	本省調査	6,410	6,186	▲224	—

事案の概要

林野庁は、長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、川上から川下までの林業・木材産業の生産基盤強化や木材需要の拡大等の取組を総合的に推進している。
 うち、高性能林業機械の導入支援については、森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等の購入を支援している。
 都道府県は、林野庁より配分された交付金を都道府県の裁量により採択された林業経営体等（以下「事業者」という。）に配分する。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 素材生産性について
2. 素材生産量について
3. 事業採択の視点

高性能林業機械導入の効果を素材生産性だけで測るのは不適切であることから、本事業の効果を素材生産性増加のみで測るのではなく、**素材生産量の増加（当然、目標値は導入後増加すべき）や収益増加といった成果もあわせて効果分析するよう成果指標を見直すべきである。**

また、素材生産量の増加や、素材生産性の増加には、まずは、安定的な施業地の確保や、施業地の集約化、人材育成・確保を進めていくことが重要であり、都道府県においても、集約化や人材育成等を積極的に取り組むべきであることから、林野庁は、

- **都道府県において集約化の具体的目標と取組を計画させた上で、集約化に資する取組や実績に応じた配分とするなど交付金算定の仕組みを見直すべきである。**
- 高性能林業機械導入により安定的に素材生産量を増加させることができる事業者に絞って採択すべきであることから、**施業地の確保や人材確保・育成の見込みがあることを採択要件に追加するとともに、これらの担保となるような施業契約書等の確認を都道府県に義務付け、それを審査した上で採択先を決定するよう制度改善すべきである。**
- 高性能林業機械導入後、素材生産量や素材生産性が減少した者については、その要因を必ず分析した上で、災害等のやむを得ない事情を除き、**次年度以降の目標達成の見通しが無い場合**にあつては、採択した当該都道府県の翌年度以降の**新規機械導入支援の停止などのディスインセンティブ制度を設けるべきである。**

反映の内容等

1. 素材生産性について
2. 素材生産量について
3. 事業採択の視点

- 林野庁は、令和7年度の行政事業レビューから、**短期アウトカム指標について「素材生産性の増加割合」に加えて「素材生産量の増加割合」を設定することとした。**
- 林野庁は、都道府県における集約化への積極的な取組を促すため、令和7年度事業から、**都道府県に対して集約化の具体的目標と取組を事業構想に記載させるとともに、各都道府県における集約化の取組・実績に応じた配分となるよう交付金の配分の仕組みを見直すこととした。**
- 林野庁は、高性能林業機械の導入により安定的に素材生産量を増加させることができる事業者に絞って採択するため、令和6年度補正予算から、**都道府県に対して施業契約書等の確認を義務付けた上で、施業地の確保や人材確保・育成の見込みがあることを林野庁で審査し採択先を決定するよう採択方法を見直した。**
- 林野庁は、高性能林業機械の導入後に素材生産量や素材生産性が減少した者について、都道府県に対してその要因を分析し指導を徹底させた上でもなお、やむを得ない事情を除き、**次年度以降の目標達成の見通しが無い場合には、高性能林業機械の導入における当該都道府県の優先度が下がるディスインセンティブを付与するよう交付金の配分の仕組みを見直すこととした。**

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	本省と中国財務局の共同調査	10,000の内数	10,000の内数	—	—

事案の概要
 2050年カーボンニュートラル目標（※）の実現のため、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「補助金」という。）により、全国各地で充電インフラ等の整備を進めているところである。（一般社団法人次世代自動車振興センターを通じた間接補助事業）（本調査は、平成22年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）
 （※）2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 充電設備の普及に向けた課題・売上向上への取組
2. 設置場所ごとの収益状況

- 普通充電器は、収益が見込みやすいため、**設置場所に依じた収益の状況を本補助金の制度設計に反映**することを検討すべき。
- 補助事業者の収益状況を調査するとともに、収益と平均利用回数の関係等の公表により、**民間事業者の予見可能性を高めるべき。**
- 補助金を交付するにあたって、事前に事業計画を策定することを追加するなど、**補助金の効果的な執行に向けた要件を検討**すべき。
- 急速充電器について、**収入（料金設定の工夫）・コスト（電気料金等）両面の改善策**を検討すべきではないか。

3. 地方公共団体の補助制度の状況について
4. 好事例及び撤退事例に関する調査について

- 地方公共団体における補助制度の対象は、V2H、マンション等の基礎充電が中心となっていることが判明した。地方公共団体の補助制度やニーズを調査・研究した上で、**国の補助制度は地方公共団体で取組の少ない経路充電などに一層重点化**すべき。
- 地方公共団体における無料充電サービスの有料転換等も含め、地方公共団体との連携が強く望まれる。そのため、地方支分部局の活用等を通じ、**国と地方公共団体の役割の違いを意識した効率的な執行体制となるような不断の見直しを行うべき。**

反映の内容等

1. 充電設備の普及に向けた課題・売上向上への取組
2. 設置場所ごとの収益状況

- 普通充電器については、**出力（kw）当たりの補助金申請額を基準が低い順に選定する方式**を令和5年9月に実施した公募から導入したことで、この方式の導入前と比較して、**出力当たり補助金申請額の平均値は大幅に低下し、予算執行が効率化した。**
- 経済産業省が開催する検討会において、設置場所別の稼働率の把握や公表の在り方を示したことにより、**民間事業者のうちの数者が設置場所区分に応じた稼働率を公表した。**
- 経済産業省において、充電器を多く設置・運営し補助制度を利用する事業者に対して、利用料金の設定内容、運営コストの状況、設置場所や投資の判断基準、投資回収の期間や方針、稼働率を高めるための工夫など、**事業の自立化に向けた考え方や取組をヒアリング等により把握した。**

3. 地方公共団体の補助制度の状況について
4. 好事例及び撤退事例に関する調査について

- 経済産業省では、地方公共団体との意見交換を行った上で、国の補助制度においては、**経路充電に資する急速充電器の設備導入に対して予算額を重点的に配分した。また、充電料金が無料のものは支援の対象外とした。**
- 経済産業省及び国土交通省において、基礎充電の多くを占めるマンション等について、**新築集合住宅を供給する事業者に対して、充電器の積極的な設置に向けた対応を行うよう文書にて要請した。**
- 1～4での指摘及びそれに対する反映状況を踏まえつつ、充電インフラの整備促進に向けた指針に基づき、利便性向上、充電事業の自立化・高度化、社会全体の負担の軽減を総合的に勘案しながら、**2030年度までに30万口の整備を目指し、今後も、必要な補助制度の要件設定等を行っていく。**

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省ほか	本省調査	2,118,300の内数	2,118,885の内数	585の内数	—

事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の我が国では、災害の頻発化・激甚化への対応として、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などを背景に公共事業の予算規模は増加傾向にあり、道路整備事業についても2兆円を超える規模の国費を支出している。 ○ 今後の道路整備については、人口減少が急速に進むことも見据えつつ、将来世代にも受益が及ぶ事業に重点化を図る必要がある。そのため、事業採択の判断に当たり、費用便益分析等による事業評価が適切に行われているか調査を行った。
--------------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 新規事業採択後の事業費増について
 - ① 7割の事業について新規事業採択後に事業費が増加し、全体として約7兆円増加した(約1.4倍に増加)。
 - ② 事業費の増加に伴いB/Cが1.5以下の比較的低い事業が増加した。
 - ③ 事業費の増加に伴いB/Cが1.0を下回った事業も少なくないが、いずれも事業中止と判断されなかった。
 - こうした状況を踏まえれば、新規事業採択時の事業評価(費用便益分析)において適切に事業費が計上されず、十分な評価ができていないのではないか。
 - 上記を踏まえ、今後の方向性としては、
 - ・新規事業採択時のB/C算出に当たり、適切に事業費を見込む仕組みとするとともに、
 - ・新規事業採択後に事業費が大幅に増加する場合は、事業内容の大幅な見直しや中止などを検討するなどの対応を図るべきである。
- 複数区間の一体的な事業評価について
 - ① 単独区間としてはB/Cが1を下回るが、複数区間の一体的な事業評価の場合はB/Cが1を上回る事業が少なからずあった。
 - ② 複数区間の一体的な事業評価を行う場合、評価区間の決め方については明確かつ具体的なものとなっていない。
 - 上記を踏まえ、複数区間の一体的な事業評価を行う際は、どの区間を評価区間に含めるといった評価区間の決め方について、明確かつ具体的な方法を検討すべきである。

反映の内容等

- 新規事業採択後の事業費増について
 - 事業費の精度向上を図るため、現場条件や施工方法の確認や必要な経費を適切に計上するとともに、**過去の事業費増を踏まえてチェックリストを改善**することとした。当該**チェックリストは、今後の事例の蓄積等を踏まえ、更なる改善**を図る予定である。
 - また、**事業化前の事前調査を充実**し、事業のリスク分析を行い、**リスクの洗い出しや、リスクへの対応状況を明示**し、想定されるリスクについては、**全国の増額事例の分析を参考に、そのリスクを考慮した費用を計上**することとした。なお、**リスク対応強化に関する取組は、当面、高規格道路事業を対象として、令和7年度新規事業採択時の事業評価から運用**することとした。
 - **新規事業採択時の事業評価でリスク分析を行った事業**については、当初事業費算定時のリスクを回避又は軽減できるよう、**事業の適切な執行管理やコストマネジメントに取り組む**とともに、**大幅な事業費増が見込まれる場合は、事業計画等の変更を検討**する予定である。
- 複数区間の一体的な事業評価について
 - 複数区間の一体的な事業評価を行う際は、**道路ネットワークの本来の機能を適切に評価**できるよう、**高規格道路や大規模バイパス等の起終点間を基本として区間設定**するとともに、**起終点以外で区間設定する場合の考え方をより明確化**するよう運用を改定し、**令和7年度事業評価から適用**することとした。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省調査	44,710	37,340	▲7,370	—

事案の概要

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、政府目標として、2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能を確保すること（「ストック目標」）と、2030年度以降新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能を確保すること（「フロー目標」）が掲げられている。住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業は、ZEH水準住宅の割合の増加、既存住宅ストックの省エネルギー性能の向上等を目的とし、ZEH水準住宅の取得への誘導、既存住宅のZEH水準等への改修補助等を行っている事業である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 本件事業の効果について

- ZEH水準住宅は増加しつつあり、補助事業がなくとも、事業者はZEH水準住宅を供給するのではないかと。
- また、本件事業では、本来の政策目的ではない新築住宅自体の購入促進という目的で活用している事業者が散見される。
- よって、**補助金でZEH水準住宅に誘導する政策的必要性が必ずしも高くない可能性も踏まえ、今後の事業の在り方を検討すべきではないか。**

2. 本件事業の補助対象について

- **持家においては、ZEH水準化の支援の政策的必要性が減じられることを踏まえ、今後の事業の在り方を検討すべきではないか。**

3. 申請手数料について

- 一部の事業者が徴収する手数料は、本件事業との関連が必ずしも明確でない状況にあるのではないかと。
- 「その他の事務手数料」につき、大手事業者とその他事業者では、徴収の傾向に大きな差があるのではないかと。
- 事業者には手数料の内訳を明記させた上で、追加費用に関連する手数料に限定して徴収を認めるなど、**手数料の統一的な取扱いを補助金要綱等に定めておくべきではないか。**

反映の内容等

- 令和6年度補正予算において子育てグリーン住宅支援事業を創設し、令和7年度当初予算案においても、住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業の新たなメニューとして子育てグリーン住宅支援事業を計上した。この制度創設にあたっては、予算執行調査の結果を踏まえて、従前の子育てエコホーム支援事業（令和5年度補正予算、令和6年度当初予算）と比較して、以下の対応を行った。

1. 本件事業の効果について

- 「ZEH水準住宅」の普及状況やこれまでの補助実績等を踏まえて、**「ZEH水準住宅」に対する補助単価の引下げ（80万円→原則40万円）を行った。**

2. 本件事業の補助対象について

- これまでの補助制度の支援対象が「持家（注文住宅）」に偏っていたことを踏まえて、補助単価の引下げを行うとともに、「フロー目標」の達成に向けて、**ZEH水準への適合率が低い「分譲住宅」や「賃貸住宅」について、運用改善や補助対象への追加を行った。**

3. 申請手数料について

- 事業者と消費者の契約において、「**本来の建設費・購入費**」、「**補助金相当額**」、「**補助の申請に係る手数料**」を記載した書面を交付するものとし、補助金による還元額や申請手数料の見える化を通じて、消費者において補助金と手数料の関係性を適切に判断できるようにするなど、運用面での対応を行うこととした。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省調査	4,450の内数	3,447の内数	▲1,003の内数	—

事案の概要

航空運送事業者等が保安検査機器を設置する場合、空港管理者（国、地方公共団体等）が、その経費の1/2を負担している。さらに、先進的な保安検査機器を設置する場合は、航空運送事業者等が負担する経費の1/2について、国が特例的に追加で補助を行っている。

当該補助制度は、当初は保安検査レベルの向上のため、先進的な保安検査機器を緊急的に導入することを目的とした時限的措置としていたが、増大するインバウンドや保安検査員の人手不足問題等への対応の観点から、保安検査の省人化・効率化も目的として継続されている。

導入された機器が保安検査の省人化・効率化に十分な効果を上げられているか、また、当該補助制度の完結を見据え、各空港において先進的な保安検査機器の整備が計画的に進んでいるかについて検証を行った。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 先進的な保安検査機器の導入効果

補助を受けて整備されたスマートレーンは、検査場ごとに稼働率にばらつきがあり、中には繁忙期に全く稼働させていない検査場も認められた。

スマートレーンに対する補助金交付にあたっては、その審査の段階において、空港・検査場ごとの混雑状況や今後の稼働見込み等を踏まえ、**必要基数を見極めて補助する等、予算の効率的な執行を図るべき。**

具体的には、現在の補助要綱ではスマートレーンの導入の要件や審査基準等が特段設けられていないことから、制度目的を踏まえ、要綱上に**一定の基準を定めることが望ましい。**

また、導入したスマートレーンについては、増大するインバウンド対応等の政策目的に照らし、**有効に運用されるよう国土交通省において指導すべき。**

2. 先進的な保安検査機器の導入目標、計画等

先進的な保安検査機器の導入の時期や必要性等について、現在は設置主体たる航空運送事業者等の判断に依っているとおり、それらの判断のみに任せるのではなく、**導入の必要性や優先度等について国土交通省において整理し、航空運送事業者等の関係者と連携の上、特例補助の終期を見据えた計画的な導入を図るべき。**

また、先進的な保安検査機器導入の必要性が高いにも関わらず、関係者間の調整がつかずに導入ができていない検査場などにおいては、**航空運送事業者等への適切な指導、助言等を通じて、計画的な導入を促進すべき。**

反映の内容等

1. 先進的な保安検査機器の導入効果

スマートレーンの整備に対する補助金の交付にあたっては、**繁忙期における想定待ち時間や期待される省人化効果を踏まえ必要最低基数まで補助することとし、補助要綱において具体的な審査基準を定めることとした。**

導入したスマートレーンについては、混雑緩和・保安検査員不足解消・インバウンド増に対応するための処理能力増強を図るため、**稼働率が低い空港に対し需要予想に応じた今後のスマートレーンの使用計画を策定するよう指導することとした。**

2. 先進的な保安検査機器の導入目標、計画等

先進的な保安検査機器の**導入の必要性や優先度等を整理するため、航空運送事業者等における先進的な保安検査機器の設置状況を調査し、令和9年度までの導入計画を策定するよう指導するとともに、調査において令和8年度、令和9年度に整備すると回答があったものについては、特例補助の終期を見据え前倒しでの導入をするよう指導することとした。**

関係者間の調整がつかずに先進的な保安検査機器の導入ができていない検査場については、複数の事業者がそれぞれ保安検査機器を保有しているためであり、**関係者間の調整に国が積極的に関与して導入計画の策定を促進することとした。**

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省調査	64の内数	64の内数	0の内数	▲6

事案の概要

北海道総合開発推進調査費は、北海道開発法に基づく北海道総合開発計画の企画・立案・推進のために、国が直轄で調査を行うための経費であり、同計画に沿った「地域構造」「食」「観光」「産業（エネルギー）」などの重点的に実施すべきテーマを設定し、1件の調査につき、2年程度かけて実施している。基礎的な情報の収集を1年目で行い、2年目は民間事業者等と協力し、モデル事業を実施するケースが多く、調査結果は、地方公共団体や民間事業者等に共有され、地域の課題解決に役立てられている。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 平成27年度の行政事業レビューの指摘事項を踏まえた改善状況はどうか

- ・ 平成27年度の行政事業レビューの指摘について一定程度改善はしているものの、不十分な点もあることから、下記の点を踏まえて更なる改善を行うべき。
- 関連する調査等を北海道庁等と協働して行うなど、調査内容の説明にとどまらない**実効性のある協議を行うべき**。
- 「食」や「観光」については、他省庁等の各種支援を活用して行うことが可能なものも多いことから、**モデル事業は、利害調整が困難なものなどに重点化を図るべき**。
- **事前または事後に定量的な目標を設定した上で、フォローアップを行うとともに、必要な助言等を行うことにより、課題解決に向け、継続的に支援を行うべき**。

反映の内容等

1. 平成27年度の行政事業レビューの指摘事項を踏まえた改善状況はどうか

- 調査内容の事前説明にとどまらず、**北海道庁等が保有するデータなど調査に活用可能なものがないか、北海道庁等で実施（又は実施予定）の調査と連携ができないか、若しくは北海道庁等が調査の一部を分担できないかを確認をするなど、国が実施する調査の範囲が適切になるよう、協働した調査の実施に向けて実効性のある協議を行うこととした。**（反映額：▲3百万円）
- 地域が抱える課題や、課題に関する意見・要望等を適切に把握し、地域の情報、取組事例等の収集を行いながら、関係者間の役割を十分に整理した上で、**利害関係の調整が困難であり、国の主体的な関与が必要な場合に限り、モデル事業を実施するよう重点化を図った。**（反映額：▲3百万円）
- **事前に定量的な目標を設定した上で、調査成果を踏まえた目標の見直しについても検討し、目標に向かって着実に取組が進んでいるか継続的にフォローアップを行うこととした。また、地域での取組が進んでいない場合は何が課題となっているのかなどを分析し、国が必要な助言等や課題解決に向けた新たな事業を実施するなど継続的な支援について検討を進めることとした。**

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省と関東財務局の共同調査	— (参考) 6年度補正(第1号) 30,000	—	—	—

事案の概要
 コロナ禍で失われたインバウンド需要を復活させ、地域経済を支える観光産業のコロナ禍からのV字回復を実現させるためには、宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化を進めていくことが重要である。
 このため、令和2年度以降、①改修前後で客室単価を一定割合以上増加させる等の宿泊施設の収益力が向上する改修や、②跡地を観光目的に利用するための廃屋の撤去などの取組を短期集中で支援してきた。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 宿泊施設における高付加価値化改修の状況

本事業の趣旨に沿った十分な高付加価値化が図られるよう、本事業の交付決定に当たっては、
 ・**宿泊単価に係る目標値が、当該宿泊施設の宿泊単価の実績等を踏まえた十分な水準となっているか**
 ・**施設改修の内容が、当該目標値の達成に十分に資するような内容となっているか**

についての審査を徹底し、真に高付加価値化に資する改修に対して支援がなされるよう徹底すべき。

また、本事業により改修を行った宿泊施設において、事業の趣旨に沿った十分な高付加価値化が図られているかについて、**事業完了後における定期的なフォローアップを徹底した上で、目標値が未達成である場合や達成の見込みが低い場合などにおいては、十分な高付加価値化が図られるよう、指導・助言を強化していくべき。**

2. 廃屋撤去後における跡地の活用の状況

本事業の趣旨に沿った跡地の活用が図られるよう、本事業の交付決定に当たっては、

・**廃屋撤去後の跡地活用の内容や時期が、地域の面的な高付加価値化に十分に資するものとなっているか**

についての審査を徹底し、真に地域の面的な高付加価値化に資する跡地活用がなされるものに対して支援がなされるよう徹底すべき。

本事業による廃屋撤去後の跡地において、本事業の趣旨に沿った活用が十分に図られているかについて、**廃屋撤去後における定期的なフォローアップを徹底した上で、未活用である場合や活用の見込みが低い場合などにおいては、十分な活用が図られるよう、指導・助言を強化していくべき。**

反映の内容等

1. 宿泊施設における高付加価値化改修の状況

観光庁は、事業者が宿泊施設の改修計画を申請する際に提出する個別事業計画において、**施設改修によりどのように宿泊単価の目標値を達成することができるかの理由の記載を求めるなど審査を徹底した。**

また、宿泊単価に係る目標値の達成状況について、**事業完了後における定期的なフォローアップを実施することとした。**特に、目標値が未達成な事業者に対しては、**本事業を通じて単価向上を達成している事業者の取組・ノウハウを事例集としてとりまとめ、同事業者に対して提供するなど十分な高付加価値化が図られるよう、指導・助言を行うこととした。**

2. 廃屋撤去後における跡地の活用の状況

観光庁は、本事業に係る**交付申請の手引、完了実績報告書の手引**において、**廃屋撤去後の跡地活用の内容や時期についての具体的な記載及び本事業の目的である真に地域の面的な高付加価値化に十分に資するものであることの理由の記載を求める旨を追記して、事業者からの提出書類の記載内容をより具体化させることにより、審査を徹底した。**

また、廃屋撤去後の跡地活用において、本事業の趣旨に沿った活用が十分に図られているかについて、**事業完了後における定期的なフォローアップを実施することとした。**特に、定期的なフォローアップの時点で跡地が未活用である場合や活用の見込みが低い事業者に対しては、何が問題となっているのかなどについて、**ヒアリングを実施するなど指導・助言を行うこととした。**

※なお、本事業は令和7年度予算案に計上されていない。
 (上記「6年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業における直近の予算計上額を記載している。)

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
環境省	本省調査	3,329	2,786	▲543	▲2

事案の概要
 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組(削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ)を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大するため、民間企業等に対して削減計画策定や設備導入等に対する支援を行う。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 計画策定補助について
- 本事業は、自力ではCO2排出削減計画策定が困難な中小企業等に対して支援を行うものであり、優良事例が積み上がっていることに鑑み、**支援対象を設備の運転データ等に基づくより高度な計画策定に限る**など、真に自力ではCO2排出削減計画の策定が困難な中小企業等に**重点化すべき**。
 - 策定する計画については、
 - ・ **設備導入以外の一定数以上の対策検討を義務付けるとともに、**
 - ・ **計画策定補助を受けた事業者が、本事業の設備更新補助を受ける際には、設備更新補助以外の複数の対策を実行に移していることを要件とする**
 等の見直しを行うべき。
 - **環境省の他事業との連携に加え、関係省庁とも連携し、様々な機会を活用して広く周知を図ることで、CO2排出削減に取り組む事業者の裾野拡大を図るべき。**
2. 設備更新補助について
- **CO2排出削減に意欲的な事業者に対する、自力では導入困難かつ高度な設備の導入支援に重点化するとともに、投資回収期間による一定の補助要件を設定する等の見直しを行うべき。**
 - 特に、オフィス等向け支援については、**他事業との役割分担を踏まえた効果的なすみわけを行うべき。**
 その上で、**本事業は他事業で対象とならない省CO2効果の高い設備向けに重点化するべき。**

反映の内容等

1. 計画策定補助について
- これまでは、工場・事業場全体又はシステム系統でCO2を削減する計画策定を幅広く支援しつつ、より効果的と見込まれるDXシステム(※)を導入した計画策定の場合には補助上限を上乗せしていたが、令和7年度においては、**中小企業に知見や人材が不足し、検討が困難である「DXシステムを用いてCO2削減を図る計画策定」のみを支援対象**とすることとした。(反映額：▲2百万円)
- 加えて、策定する計画については、
- ・ **設備導入以外に3つ以上の対策検討を行うこと**
 - ・ **設備導入補助を受ける際には複数の対策を実行に移していることを要件化することとした。**
- (※) 活動量(エネルギー使用量)及びCO2削減対策を提案するため、少なくとも1時間ごとに必要なデータを取得保存できるシステム
- また、本事業のウェブサイトの活用促進、効果算定ツールの作成を通じて、**民間事業者がCO2削減に取り組みやすい環境を整えていくこととした。**
2. 設備更新補助について
- 令和7年度においては、**省CO2効果が高い一方で高度なノウハウが必要な「電化」「燃料転換」を支援の主眼とし、電化・燃料転換が想定されない設備等を除き、単なる高効率化のための設備更新については支援の対象外**とすることとした。加えて、新たなニーズを踏まえて、**既存システム系統への設備追加により省CO2化を図る取組(産業用ヒートポンプ、熱回収など)や、複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組を積極的に支援する方針**とすることとした。
- これにより、本事業は**CO2削減効果の高い設備導入支援を行うものとして、類似事業との役割分担を踏まえた目的と対象の明確化**を図る。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	本省調査	5,720,623の内数	6,349,655の内数	629,031の内数	—

事案の概要

防衛装備庁では、主要な防衛装備品の価格算定方法（原価計算方式）において用いる加工費率（円/h）（以下「レート」という。）を、防衛関連企業（以下「企業」という。）ごとに設定している。レートの設定単位は企業の設定に準じており、今後、効果的・効率的に装備品を取得していく上で、可能な限りコスト低減を図っていく必要があることから、レート等の実態や今後の在り方について調査を実施した。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. レートの実態・今後の見通し

- レートは装備品価格に大きく影響することから、**防衛装備庁において、レートの適正性に関する評価・調整を強化すべきである。防衛装備庁から企業に対し、**
 - 原則として、工程（製造、設計、品証、管理等）や性質（専用・大規模設備、特殊な工程等）などの適正かつ標準化された区分に応じ、経費の管理単位やレートを設定する
 - 防民のレートや経費区分を可能な限り明確に切り分けるとともに、やむを得ず明確に経費区分できない場合、費用毎の因果関係に基づく適切な方法で配賦する
 といった**業界全体に基本的な考え方等を示す取組の雛形を提示し、契約に際しての要請事項としていくべきである。**

2. 各社のレートの水準及び比較

- 上記の取組インセンティブを強化し、コスト低減努力を促す観点から、**企業の経費・レートの区分状況や設備投資の合理性等について、防衛装備庁が実施する利益率の「QCD評価（※）」の評価対象項目に位置付ける等の対応を行うべきである。**
 （※）企業の防衛事業に係るQ:品質管理、C:コスト管理、D:納期管理等を防衛装備庁が評価し、原価計算上の利益率に反映する仕組み。

3. 高額なレートの要因分析

- 予算編成過程等を通じ、レートへの影響等を含め防衛省の調達内容を精査する観点から、**防衛装備庁から財政当局に対し、各社とのレートの調整結果やその内容等について共有すべきである。**

反映の内容等

1. レートの実態・今後の見通し

- 防衛装備庁において、企業の生産活動の実態に着目し、部署や人員配置、作業内容、使用する設備等を基準とした**レートの適切な設定区分や費用の配賦方法（以下「レートの適正化」という。）の基本的な考え方等の雛形を作成し、各レート算定対象企業に提示した。**
- また、企業に対し、単に雛形に従うのみならず、事業内容や事業規模、組織体制等に応じたその企業にとっての適切な設定単位を官民共同で追求していくことが重要である旨伝えた上で、**意見交換を経て、今後目指すべき方向性を企業ごとに設定した。この方向性に基づき、防衛装備庁として、企業のレート設定の見直し状況を引き続き確認していく。**

2. 各社のレートの水準及び比較

- 防衛装備庁が実施する令和7年度の予定価格算定に適用する利益率の算定基準において、**QCD評価項目に「コスト低減が見込める投資活動の有無」及び「企業の生産活動区分に応じた加工費率設定の達成度合い」を新たに加え、防衛事業におけるコスト低減等を伴う効果的な投資やレートの適切な設定を促し、企業にQCD評価結果を伝達する際にその重要性を説明した。**令和8年度予算以降のQCD評価においても継続的に見直し状況を確認し、評価に反映するよう引き続き検討していく。

3. 高額なレートの要因分析

- 1.及び2.の取組を通じて、すでに取り組強化を前向きに検討する企業も出てきており、今後継続的に、**各社のレートの適正化の進捗状況を確認・集計し、財政当局に情報を共有していく。**

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	本省調査	29,053 (契約ベース)	28,917 (契約ベース)	▲137 (契約ベース)	—

事案の概要 安全保障技術研究推進制度（以下「ファンディング制度」という。）と先進技術の橋渡し研究（以下「橋渡し研究」という。）について、画期的な装備品等を生み出す機能として効果的な予算執行となっているかという観点から調査を実施した。また、防衛省の研究開発事業全般における、装備品化後のコスト低減に向けた取組の状況についても調査を実施した。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 先端的研究事業の成果等の状況について
 - ファンディング制度の採択時等に、少なくとも、**将来的に防衛目的での活用につながる潜在的可能性の評価を行うべきである**。加えて、ファンディング制度・橋渡し研究の両事業において、実際の運用側となる自衛隊のニーズと合致するものとなるよう、**防衛装備庁と運用側との連携をより強化するなど、防衛装備品に繋がる研究成果を生み出せるよう、研究開始前からの取組を強化すべきである**。
 - ファンディング制度の成果を踏まえて**民生分野で研究が継続されているものについて、継続的にフォローアップを行い、防衛分野での研究開発に繋げていく対象の幅を広げていくべきである**。
 - 国民から具体的な成果が見えるようにするため、ファンディング制度・橋渡し研究の両事業の政策評価において、**防衛装備品に成果をつなげる視点のアウトカム指標を設定した上で評価を行うべきである**。
2. 研究開発段階における、将来のコストを考慮した取組について
 - 装備品の効率的な調達に加え、装備移転の拡大も見据え、**研究開発段階から将来のコスト低減に向けた取組を強化すべきである**。
 - 具体的には、以下のような取組を実施するべきである。
 - 各装備品の研究開発事業において、研究開発事業管理部門として、**あらかじめ量産や整備に要する費用などについて許容可能な上限を設定した上で、ライフサイクルコスト低減に向けた個別の取組とその成果をしっかりと管理するなど、可能な限り定量的なコスト低減に取り組むべきである**。
 - 橋渡し研究においても、**量産化以降のコストに関する評価方法を具体化し、可能な限り定量的に評価を行う取組を行うべきである**。
 - これらによる管理・評価の対象となる**コスト上限等については、運用側と連携して設定するべきである**。

反映の内容等

1. 先端的研究事業の成果等の状況について
 - ファンディング制度では、**令和7年度採択分より、防衛目的での活用の潜在的可能性を分析した上で研究テーマを設定するとともに、当該分析内容を、採択審査を行う外部有識者委員会に共有することとした**。
 - **研究成果の活用策を研究者、自衛隊、企業等と議論するワークショップの回数を、令和6年度は抽出課題に対し1回であったところ、令和7年度は当該年度終了又は実施中課題を中心に3回程度に拡大することとした**。
 - 終了した研究課題について、その後の最新状況を把握する**フォローアップ調査の対象を、令和5年度までは終了後5年以上経過した終了課題のみであったところ、令和6年度から終了評価を終えた全終了課題に拡充した**。
 - **橋渡し研究の評価に係る項目に、令和6年度から「運用サイドとの連携策」を追加し、研究側・運用側の対話促進・連携強化を行った**。
 - 令和7年度以降の行政事業レビューの**アウトカム指標として、ファンディング制度についてはワークショップやフォローアップ調査の結果を踏まえたものを、橋渡し研究については研究成果が研究試作等へ反映された件数等を設定することとした**。
2. 研究開発段階における、将来のコストを考慮した取組について
 - 試作品開発に係る契約において**許容可能なコスト上限を定めるとともに、契約相手方に当該価格を超えないようなコスト低減の取組を提案・実施させ、その進捗管理を行っているところ、将来のコスト低減に向けた取組の強化として、以下のような点につき、令和6年度から実施している**。
 - 概算要求前において**コスト低減方策を確認する研究開発事業の対象拡大を図った**。
 - 橋渡し研究について、**量産化以降の具体的なコスト低減に向けた定量的・定性的な分析等を重点的な評価項目として設定した**。
 - 上記コスト上限等について、**運用予定の自衛隊等と検討の上、より精緻な目標を設定できるよう、関係者との連携強化を図ることとした**。

(30) 近接自衛隊施設の一体的運用の実態及び可能性

(単位:百万円)

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	本省調査	261,505の内数	262,937の内数	1,433の内数	—

事案の概要
 「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等が同一施設等に所在する場合における施設の管理等の業務の処理に関する訓令」(以下「訓令」という。)において自衛隊の一体的運用の在り方について規定されている。本調査では当該訓令も参考にしつつ、駐屯地等間で共通する外部委託契約の集約化、隊員が自らで実施している警備業務の駐屯地間での統一など、一体的運用の状況について実施状況を調査した。
 併せて、一体的運用の一例として、消耗品や糧食(米)の一括調達の実施状況を調査した。(本調査の一部は、平成19年度予算執行調査のフォローアップとして実施。)

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 訓令で示されている業務の運用状況について

- 各業務について
 - 施設の管理業務及び給養(給食)業務については、**特に隣接地区において共通する外部委託業務を精査し**地区内で**一括で外部委託契約**を行うことで業務の効率化、経費の節減効果について**検討すべきである。**
 - **施設の警備等業務**については、**特に隣接地区において地区内の警備体制を見直すと共に警備システムの統一化を図り、業務の効率化、経費の節減効果について検討すべきである。**

2. 物品調達の一体的運用について

- 米の調達については、近接する複数の駐屯地等で**一括調達を導入し調達コストの低減を進めるべきである。**
- また、1. 訓令で示されている業務の運用状況についての**給養(給食)業務の一体的運用と糧食(米以外の糧食を含む)の一括調達を併せて実施することによる、業務コスト、調達コストの低減について検討すべきである。**

反映の内容等

1. 訓令で示されている業務の運用状況について

- 施設の管理及び給養(給食)業務については、**既に一体的運用がされている各基地等の事例を実施がされていない基地等に共有**しているところであり、引き続き、更なる一体的運用の検討を実施していく。
 更に、施設の管理については、各部隊との意見交換の中で、一体的運用における部隊間調整の業務負担が増すと**の意見等もあつたことを踏まえ、PPP/PFIを活用するなどにより、複数年度契約による隊員の発注事務の負担軽減、業務の効率化等が図られるよう、検討を実施していく。**
- 警備等業務については、各施設が離隔している場合、入門警備等は各施設で個別に実施する必要があるほか、自衛隊施設毎の特性を踏まえて警備を実施する必要があることから、隣接地区の警備の全てを統一することは困難である。しかしながら、引き続き、隣接地区間での**巡回警備の統一の実施や小型無人機対処器材の一体的な運用といった効率化のための努力を行うとともに、警備システムの仕様についても努めて標準化を図られるよう各部隊等の意見を踏まえ警備等業務の効率化に係る取組を継続していく。**

2. 物品調達の一体的運用について

- 平成19年度予算執行調査における指摘を踏まえ、米の一括調達について、試行的に実施したが、予算の付け替えが必要となるなどの理由から現在は実施を見送っていた。今回、改めて実施方法を検討した結果、より簡潔な手続での調達方法が可能であることが判明したため、入札参加業者への聞き取り調査を行い、まず、**試行的に2地区(函館、木更津)において一括調達を実施し調達コストの低減を図ることができるとの検証を行った。**
 その結果、契約金額と比べ、単価は、**函館地区では20円の低減、木更津地区では10円の上昇**となった。今回、2箇所の試行であったが、引き続き、**実施箇所の追加検討も含め、一括調達による調達コストの検証を行っていくとともに業務コストの低減も目指していく。**
 また、上記検証結果を踏まえ、給養業務の一体的運用と糧食の一括調達を併せた一体的運用についても、引き続き、検討していく。

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
各府省	本省と関東財務局の共同調査	— (参考) 令和5年度(調査対象実績額) : 8	—	—	—

事案の概要

各官署は、柔軟な働き方の推進等のため、庁舎内にサテライトオフィスを設置、又は民間企業とサテライトオフィスに係る契約を締結している。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. サテライトオフィスの設置状況等について

- 庁舎内にサテライトオフィスを設置する場合、利用者が少ないサテライトオフィスについては、常設置ではなく都度指定を検討すべきである。
また常設置とする場合は、多目的に活用している事例や合同庁舎内の全ての入居官署の職員が利用可能な事例もあるため、**限られた庁舎内のスペースを有効活用する取組を検討すべき**である。
- 民間企業とサテライトオフィスに係る契約を行う場合には、**利用実績等を踏まえ、適切な契約とすべき**である。
またスケールメリットを生かした契約規模の確保も検討すべきである。

2. サテライトオフィスの設置目的等について

- 「ワークライフバランスの推進」を設置目的としているのであれば、利用者となる職員のニーズを把握し適切に反映することが、真の目的達成につながるものとする。
そのため、サテライトオフィスの設置に当たっては、**その目的達成に向けて、職員のニーズを反映するなど、効果の向上に資する取組を行うべき**である。

3. 在宅勤務等手当の支給について

- 手当等が新設された際は、各官署は制度内容について正確に把握し、適正な運用に努めることが求められる。

反映の内容等

1. サテライトオフィスの設置状況等について

- 今後、サテライトオフィスの設置を検討する場合には、まずは**限られた庁舎内のスペースを有効活用することを検討する**。
- 民間企業とサテライトオフィスに係る契約を行う場合には、**利用実績等を踏まえ、適切な契約とする**。

2. サテライトオフィスの設置目的等について

- 目的達成に向けて、サテライトオフィス利用職員に対する**アンケート調査等により、職員のニーズを把握するなど、効果の向上に資する取組を検討する**。
また、**今後も職員のニーズの変化などを適切に反映し、効果的な活用**に努めていく。

3. 在宅勤務等手当の支給について

- 手当等が新設された際は、適切な運用に努めていく。

令和6年度予算執行調査の7年度予算案への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	フォローアップ調査 (注1)	調査主体 (注2)	取りまとめ財務局	特別会計 (注3)	反映額
1	内 閣 府	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））		共 同	福 岡		－
2	内 閣 府	地方消費者行政強化交付金	令和元年度	共 同	東 海		－
3	内 閣 府	子どものための教育・保育給付		共 同	近 畿	※ 1	▲ 2,683
4	デ ジ タ ル 庁	政府情報システムのコスト構造の実態		共 同	近 畿	※ 2	－
5	総 務 省	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業		共 同	北 海 道		▲ 299
6	法 務 省	法務局地図作成事業		本 省			▲ 80
7	法 務 省	外国人受入環境整備交付金		本 省			▲ 100
8	外 務 省	外務省における交流・招へい関係事業		本 省			▲ 3
9	外 務 省	無償資金協力（うち草の根・人間の安全保障及び日本NGO連携）における施設整備型支援		本 省			－
10	財 務 省	取締機器整備経費（無人航空機・スマートグラス）		本 省			▲ 11
11	文 部 科 学 省	デジタル教科書普及促進事業		本 省			－
12	文 部 科 学 省	研究機器の使用実態等		本 省			－
13	文 部 科 学 省	史跡等買上		共 同	九 州		－
14	厚 生 労 働 省	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業		本 省			－
15	厚 生 労 働 省	重層的支援体制整備事業		共 同	北 海 道		▲ 995
16	厚 生 労 働 省	障害福祉サービス等		共 同	関 東		－
17	厚 生 労 働 省	介護給付費等負担金（居宅療養管理指導等）		共 同	東 海		－
18	内 閣 府 厚 生 労 働 省	医療費適正化計画		共 同	近 畿		－
19	農 林 水 産 省	鳥獣被害防止総合対策交付金		共 同	東 北		－
20	農 林 水 産 省	林業・木材産業成長産業化促進対策等		本 省			－
21	経 済 産 業 省	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電設備等の実態調査	平成22年度	共 同	中 国	※ 3	－
22	国 土 交 通 省	道路事業		本 省			－
23	国 土 交 通 省	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業		本 省			－
24	国 土 交 通 省	空港施設における機器整備費補助		本 省		※ 4	－
25	国 土 交 通 省	北海道総合開発推進調査費		本 省			▲ 6
26	国 土 交 通 省	地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業		共 同	関 東		－
27	環 境 省	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）		本 省		※ 3	▲ 2
28	防 衛 省	防衛装備品調達単価の価格算定の在り方（加工費率等）		本 省			－
29	防 衛 省	防衛分野の先端的研究事業の成果把握等		本 省			－
30	防 衛 省	近接自衛隊施設の一体的運用の実態及び可能性	平成19年度	本 省			－
31	各 府 省	サテライトオフィスに係る経費		共 同	関 東		－
合 計							▲ 4,179

(注1) 「フォローアップ調査」：前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注2) 「本省」：本省調査（財務省主計局の予算担当職員が実施する調査）

「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

(注3) ※1は一般会計のほか「年金特別会計」、※2は「年金特別会計」等11特別会計、※3は「エネルギー対策特別会計」、※4は「自動車安全特別会計」である。

(注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

(注5) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。

【参考】過年度に実施した予算執行調査の7年度予算案への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	調 査 年 度	反 映 額
1	財 務 省	確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費	令和5年度	▲ 13
2	文 部 科 学 省	伝統文化親子教室事業	令和5年度	▲ 1
3	法 務 省	刑事施設等の施設整備	令和4年度	▲ 53
4	内 閣 ・ 内 閣 府	内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況	令和2年度	▲ 13
5	内 閣 府	沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	令和元年度	▲ 817
6	財 務 省	輸出入貨物分析機器整備経費	令和元年度	▲ 12
合 計				▲ 909

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

(注2) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。